

再調査の請求についての決定を経ない審査請求について

令和 年 月 日

再調査の請求人

殿

(年号) 年 月 日付再調査の請求書による再調査の請求について、行政不服審査法第 57 条の規定に基づき、下記のとおり教示します。

記

(年号) 年 月 日付再調査の請求については、再調査の請求がされた日(再調査の請求についての不備が補正された日)から 3 月を経過しましたので、再調査の請求に係る処分について直ちに財務大臣に対して審査請求をすることができます。

[連絡先] : (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)